別表第三を次のように改める。

別表第三（第四条第三項関係）

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二九七
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇八
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・三三八
昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・三四四
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・三五〇
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・三六〇
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・三七二
昭和十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	一・三七三
昭和三十一年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者	一・三七八
昭和三十三年四月二日以後に生まれた者	一・三七八

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第九条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則別表に次の一号を加える。

十一　令和七年度

昭和十五年度	八五二・四九三
昭和十六年度	七一七・四二九
昭和十七年度	七〇一・二七六
昭和十八年度	六七一・六七九
昭和十九年度	六二七・六七一
昭和二十年度	五五二・八九六
昭和二十一年度	四八八・三〇七
昭和二十二年度	五一・六七六
昭和二十三年度	二二・五一六
昭和二十四年度	一一・八七一
昭和二十五年度	八・七五一
昭和二十六年度	八・七五一
昭和二十七年度	七・三七七
昭和二十八年度	六・九七八
昭和二十九年度	六・四九一
昭和三十年度	六・〇三四
昭和三十一年度	六・〇三四
昭和三十二年度	六・〇一三
昭和三十三年度	五・八〇二
昭和三十四年度	五・八〇二
昭和三十五年度	五・七三五
昭和三十六年度	五・五〇一
昭和三十七年度	五・一七四
昭和三十八年度	四・七八一
昭和三十九年度	四・三七二
昭和四十年度	四・一七一
昭和四十一年度	三・八五〇
昭和四十二年度	三・六一五
昭和四十三年度	三・四三八
昭和四十四年度	三・二一四
昭和四十五年度	三・〇〇六
昭和四十六年度	二・七二〇
昭和四十七年度	二・四九九
昭和四十八年度	二・三三六
昭和四十九年度	一・九八六
昭和五十年度	一・四二四
昭和五十一年度	一・一七〇